三十一　平成十二年郵政省告示第四百五十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二〇の項を次のように改める。

二〇	削除

第一項の表二三の項を次のように改める。

二三	削除

三十二　平成十三年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六六の項及び六七の項を次のように改める。

六六	削除
六七	削除

第一項の表七三の項から七六の項までを削る。

三十三　平成十三年総務省告示第五百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五五の項を次のように改める。

五五	削除

第一項の表七〇の項を次のように改める。

七〇	削除

第一項の表七二の項から七四の項までを次のように改める。

七二	削除
七三	削除
七四	削除

第一項の表七八の項から八〇の項までを削る。

三十四　平成十三年総務省告示第七百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表一三の項を次のように改める。

一三	削除

三十五　平成十四年総務省告示第百四十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

三十六　平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第一項の表五の項を次のように改める。

五	削除

第一項の表七の項を次のように改める。

七	削除

第一項の表六一の項から六三の項までを次のように改める。

六一	削除
六二	削除
六三	削除

第二項の表一八の項及び一九の項を次のように改める。

一八	削除
一九	削除

第二項の表二〇の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

三十七　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二九の項を次のように改める。

二九	削除

第一項の表三四の項を次のように改める。

三四	削除

第一項の表九九の項を次のように改める。

九九	削除

第一項の表一〇三の項を次のように改める。

一〇三	削除

第一項の表一一八の項を次のように改める。

一一八	削除

第二項の表二二の項を次のように改める。

二二	削除

第二項の表二三の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表三一の項を次のように改める。

三一	削除